

風しんの発生状況等について

最近の経緯

2018 年 8 月 14 日 「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（健感発 0814 第 3 号）を各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長あてに発出し、風しんの届出数が増加しており、風しんに対する一層の対策の実施を依頼した。

2018 年 9 月 27 日 第 26 回厚生科学審議会 感染症部会において、風しんの発生状況等について報告。風しんの発生動向から、関東圏を中心に報告数の増加が続いていることから、以下の取組を進めることとされた。

- ① 風しんの症状や感染力、妊婦への影響（CRS の発生）等について正しく理解いただくよう周知
- ② 妊娠を希望する女性、妊婦及びその同居家族に対し、抗体検査を受けていただくよう周知
- ③ 抗体検査の結果、抗体価が低かった場合に予防接種を受けられるよう環境整備を行う（※）

（※）妊婦への予防接種は禁忌であるため、留意が必要

2018 年 10 月 2 日 「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）（健感発 1002 第 1 号、子母発 1002 第 1 号）を東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県の 5 都県に向けて発出し、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ観点での対策の実施を協力依頼した。また、本通知を発出したことについて、各都道府県、保健所設置市に周知した。また「職域における風しん対策について（協力依頼）」（基安労発 1002 第 5 号）を都道府県労働局労働基準部長宛に発出し、職域における風しん対策の必要性等について、周知の協力を依頼した。

風しんに対する予防接種に関する制度の変遷

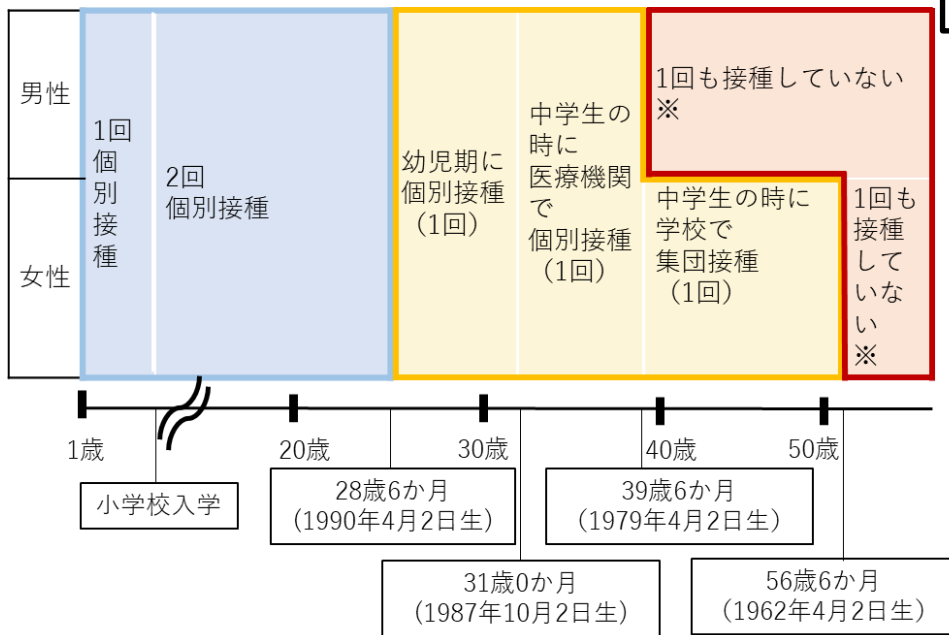
- 昭和 51 年 6 月 (1976) 風しんを予防接種法に基づく予防接種の対象疾病に追加
- 昭和 52 年 8 月 (1977) 風しんの定期予防接種を、中学校等の女子を対象者として、1 回接種開始
- 平成 7 年 4 月 (1995) 定期接種の対象者を生後 12-90 月の男女幼児へ変更し、経過措置として、昭和 54 年 4 月 2 日から昭和 62 年 10 月 1 日までの間に生まれた 12 歳以上 16 歳未満の男女も対象とした
- 平成 13 年 11 月 (2001) 14 歳以上の者を対象に経過措置を継続 (平成 15 年 9 月まで)
- 平成 18 年 6 月 (2006) 定期接種の回数を 1 回⇒2 回へ変更。対象年齢は現在と同じ
- 平成 20 年 4 月 (2008) 麻しん、風しんワクチンのいずれかをこれまで 1 回しか受けていない中学 1 年生相当の年齢の者 (3 期) と高校 3 年生相当の年齢の者 (4 期) に 2 回目の接種を実施 (平成 25 年 3 月まで)

昭和 37 年 4 月以降に生まれた女性 (~現在 56 歳) が 1 回の対象

昭和 54 年 4 月以降に生まれた男女 (~現在 39 歳) が対象

平成 12 年 4 月以降に生まれた者 (~現在 18 歳) が 2 回の対象

左記の措置により、平成 2 年 4 月から平成 12 年 3 月までに生まれた者 (現在 18-28 歳) も 2 回の対象



2018年10月1日時点